

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 5 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 8 日

松江市監査委員 三 島 康 夫
 松江市監査委員 安 来 弘 喜
 松江市監査委員 石 倉 徳 章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書(工事数量総括表)について</p> <p>①令和 2 年単災林道八所線災害復旧工事</p> <p>②市道福富 7 号線外 2 線道路改良工事</p> <p>工事請負者との契約数量となる工事数量総括表について、令和 2 年単災林道八所線災害復旧工事では工作物設置の手段として任意施工とする作業土工の数量指定が行われていた。一方、市道福富 7 号線外 2 線道路改良工事では道路施設の出来形を規定する道路土工の数量の明示がなかった。</p> <p>(農林基盤整備課、道路課)</p> <p>(2)プレキャストガードレール基礎製品タイプの選定について</p> <p>①令和 2 年単災林道八所線災害復旧工事</p> <p>選定にあたり製品カタログの仕様が確認されないまま工事が実施され、工事受注者の照査により誤りが判明し設計変更により修正が行われていた。</p> <p>(農林基盤整備課)</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計図書(工事数量総括表)について</p> <p>①令和 2 年単災林道八所線災害復旧工事</p> <p>農林基盤整備課内で情報を共有し再発防止に努めていきます。さらに、建設工事監理室が所管する建設工事監理ワーキングの中で各課へ情報を共有し、再発防止に努めていきます。</p> <p>(農林基盤整備課)</p> <p>②市道福富 7 号線外 2 線道路改良工事</p> <p>今回の工事監査の指摘事項を踏まえて、今後は工事数量総括表に記載する内容について課内で周知を図るとともにチェックシートによる複数人での確認を行う等、再発防止を図ります。</p> <p>(道路課)</p> <p>(2)プレキャストガードレール基礎製品タイプの選定について</p> <p>①令和 2 年単災林道八所線災害復旧工事</p> <p>設計時におけるチェックシートでの確認の徹底を行ないながら再発防止に努めていきます。さらに、建設工事監理室が所管する建設工事監理ワーキングの中で各課へ情報を共有し、再発防止に努めていきます。</p> <p>(農林基盤整備課)</p>

2 建築工事

(1) 工事内訳明細書について

① 松江テルサ中央監視装置更新工事

労務費等の細目別内訳項目について、エンジニアリング費、調整費、交通費及び専門工事費はどのようなものの金額かわからないので、その内容等を摘要欄に記載する。

(定住企業立地推進課)

② 松江テルサ中央監視装置更新工事

自動制御設備は、中央監視装置廻り、周辺機器(I/O ユニット)類、盤改造及び労務費等の4つの中科目から構成されているが、このうち労務費等の既設機器撤去費、雑材料及び消耗品、材料運搬費、機器取付費、養生費、廃材処理費、雑工事費の項目はそれぞれの機器、材料等に係るものかわからないので、各項目の中科目への分類に配慮する等により明確にする。

(定住企業立地推進課)

2 建築工事

(1) 工事内訳明細書について

① 松江テルサ中央監視装置更新工事

受注者に対し、誤解や疑問を与えないようにするため、必要に応じて内訳書を詳細に補記することで、わかりやすい内訳書構成になるよう今後努めます。(定住企業立地推進課)

② 松江テルサ中央監視装置更新工事

受注者に対し、誤解や疑問を与えないようにするため、必要に応じて内訳書を詳細に補記することで、わかりやすい内訳書構成になるよう今後努めます。(定住企業立地推進課)